

令和5年10月23日

十和田市福祉事務所

様

(協) 日本接骨師会十和田支部

支部長 森 晴 樹



生活保護要保護者 柔道整復受診妨害についての照会

日頃より柔道整復業務にご理解賜り感謝申し上げます。

この度、貴課において柔道整復療養を希望する要保護者に対して、「整形外科で診断をちゃんと受けてから、筋肉痛などの軽度の状態であれば接骨院を受診しても大丈夫」と言われ、給付可否意見書を発行してもらえずに困り果てた要保護者が接骨院に直接来院し相談されたことより事案が発覚致しました。

ご存知のとおり、生活保護法による要保護者におかれましても人権が尊重されることはもちろん、医療選択の自由も認められております。

給付可否意見書の発行は要保護者の申請に基づき、その希望を聞いて指定施術機関を福祉事務所において選定し、給付可否意見書を発行するものとなっており、また、指定施術機関での施術を希望する要保護者に対して、合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当ではないともなっております。

この事案は、平成31年3月20日付け貴課回答により解決済みの問題だと理解しておりましたが、残念ながら再発です。

要保護者に対しては受診妨害、柔道整復師に対しては営業妨害を惹起する重大な問題であり看過出来ない問題であり、担当者交代による不知や故意か過失を問わず、要保護者及び柔道整復師には不利益が生じております。

つきましては、この受診妨害及び営業妨害に対して大変困っておりますので

- ①発生原因の究明
- ②再発防止策
- ③要保護者への周知方法について

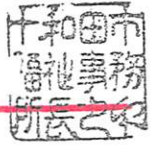
お忙しいところ大変恐縮ではありますが、上記照会に対してご回答賜りますようお願い申し上げます。



十市福第 781 号  
平成 31 年 3 月 20 日

(協) 日本接骨師会十和田支部  
支部長 森 晴 樹 様

十和田市福祉事務所



給付可否意見書の発行について（回答）に再照会に対する回答に照会に対する回答

平成 31 年 3 月 14 日付けで照会のあった標記の件について下記のとおり回答します。

記

『柔道整復施術の給付につき、申請があった場合には、給付可否意見書に必要事項を記載のうえ、すみやかに指定施術機関及び指定医療機関において所要事項の記入を受け、福祉事務所に提出するよう指導して発行し、給付の要否判定を行うための判断材料とする。

また、医師の同意の必要性を判断するために、被保護者に対して合理的理由なく、事前に指定医療機関を受診するよう求めることは適当でないこと。』について、記載のとおりの見解でよろしいか照会があったことについて異論はありません。

今後も生活保護手帳及び生活保護関係法令通知集並びに青森県健康福祉部健康福祉政策課の指導に基づき、生活保護の適正な執行に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

担当

十和田市役所生活福祉課

生活保護 1 係

電話 51-6715



十市福第 605 号

令和5年10月26日

(協) 日本接骨師会十和田支部  
支部長 森 晴 樹 様

十和田市福祉事務所



生活保護受給者の柔道整復受診妨害について (回答)

記

日頃より、生活保護行政へのご理解とご協力を頂き、お礼申し上げます。  
令和5年10月23日付で照会があった件につきまして、下記の通り回答いたします。  
当市では、柔道整復による施術の給付申請があった場合には、施術の給付可否意見書に必要事項を記載の上、指定施術機関において給付可否意見書の所要事項の記入をして頂き、必要に応じて医師の同意を求めることとしております。  
しかしながら、今回ご指摘がありました件につきましては、研修が行き届いていなかったことから、発生したものです。申し訳ございませんでした。  
今回を機に、柔道整復による施術の給付について研修を実施致しました。  
つきましては、生活保護受給者から柔道整復による施術についての相談があった際は、一律に医療機関を受診するよう指導することはせず、医療扶助の運営において適切な取り扱いを致します。  
今後も生活保護の適正な執行に努めて参りますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い致します。

担当

十和田市福祉事務所 生活福祉課

生活保護1係長

電話 0176-51-6715

FAX 0176-22-7599